

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	横手 (本郷、安田原、碓、明永、鶴谷地、野中、中杉沢、見入野、八軒町、中前郷、西前郷、柳町、大水戸、内町、本町、水上、平城、三枚橋、上真山、大上境、館、間明田、馬場、関合、三ツ栗、太郎小屋、根田川、村東、大島、松林、黒落、川原、福島、寺村、千本野、牛柳、和野、根田、百万刈、上猪岡、中猪岡、野脇、沼下、森崎、城野岡、赤松、赤坂、後野、伏山、三本柳、赤川、般若寺、塚堀、郷口、外ノ目、桜沢、新藤柳田、大屋寺内、櫛沢、大屋新町、安田、婦気大堤、本町、西部、公園下、金沢中野、南部、安本、大沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者は243経営体で、うち認定農業者は145経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。

・中山間部を除いては、担い手への集積が進んできているが、耕作ほ場の集約化が課題となっている。

・ほ場整備事業の実施地区については、法人化が進んでおり農地集積が進んでいるが、未整備のほ場は作業効率が悪く、受け手不足となっている。

・樹園地については、高齢化・後継者不足で受け手が減少し、将来、生産管理の継続が困難な樹園地の発生が懸念される。

【地域の基礎的データ】
認定農業者145経営体 うち農業法人数 33経営体
主な作物: 水稻、大豆、飼料用米、野菜(トマト、スイカほか)、果樹(リンゴ、ブドウほか)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稻等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。

・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。

・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。

・将来に自信を持って引き継げる環境を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,263 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,261 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。地域の範囲は変更なし

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、集落型農業法人等)への農地の集積・集約化を進めるとともに、担い手が不足している中山間部では、地域外からの担い手への集積や、後継者や新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保にも配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討する。未整備地区については、機構関連基盤整備事業を実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目のなく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵当設置の推進により各種被害の抑止を図る。
 ②環境に配慮した生産活動や生産資材のコスト削減を図るため、環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
 ③ほ場条件のよい農地を中心に、スマート農業機械の導入を進め、低コスト、省力生産に取り組む。また、より効果的に実施するためにも、農地の集約化を進める。
 ⑤雪害防止技術の普及と廃園を抑制する取り組みへの支援などにより、県内一の果樹産地の維持を図る。
 ⑦中山間地域等の条件不利農地等については、地域活動等により保全管理を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	増田 (縫殿、上町、関ノ口、福嶋、沢口、樋場、半助村、亀田、下夕町、在城、八木、本町、新町、田町、平鹿、真人、熊淵、大和、沢、荻袋、安養寺、菅生、鍋ヶ沢、川口、小栗山、中村、火石田、上畑、滝ノ下、上吉野、吉野、湯野沢、戸波、羽場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者は83経営体で、うち認定農業者54経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。
 ・規模拡大を希望する経営体はいるが、借受農地の分散化が課題となっているなど、高齢化等による規模縮小や離農した農地の受け手の確保が問題となってくる。
 ・中山間部の農地は小規模、不整形の農地も多く、地区の高齢化・過疎化の進行により、遊休農地の増加が懸念される。
 ・樹園地については、高齢化・後継者不足で受け手が減少し、生産管理の継続が困難な樹園地の発生が懸念されている。

【地域の基礎的データ】

認定農業者54経営体 うち農業法人6経営体
 主な作物: 水稻、果樹(リンゴ、モモほか)、そば

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稻等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。
 ・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。
 ・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。
 ・将来に自信を持って引き継げる環境を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,310 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,300 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。地域の範囲の変更なし。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
持続可能な経営体の育成を図るため、経営の法人化を進めながら、農地バンクを活用し、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、集落型農業法人)への農地の集積・集約化を進める。、中山間部では、後継者の確保・育成を推進するとともに、新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様担い手に対する農地の確保にも配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目のなく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵当設置の推進により各種被害の抑止を図る。
 ②生産資材のコスト削減等を図るため、環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
 ③ほ場条件のよい農地を中心に、スマート農業機械の導入を進め、低コスト、省力生産に取り組む。また、より効果的に実施するためにも、農地の集約化を進める。
 ⑤雪害防止技術の普及と廃園を抑制する取組への支援などにより、県内一の果樹産地の維持を図る。
 ⑦中山間地域の条件不利農地等については、地域活動等により保全管理を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	平鹿 (鍋倉、掄・二本松、田中、伊勢堂、四ツ間、蔭沼覚町、道川、仲町・新町、豊前・田舎、沼下、林崎、蛭野、五味川、中野・中島、高野、下高口、十五野、年子狐、深間内、朴田、松ヶ峰、中山、四ツ屋、田ノ植、中清水、下藤根、石塚、蟹沢、下吉田、高口、伍口、野中、下醍醐、明沢、三島、馬鞍、金屋、沖田、樋ノ口、荒処、樽見内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者は250経営体で、うち認定農業者が158経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。

・ほ場整備事業の実施地区については、法人化が進んでおり、集積・集約化が進んでいる。

・水稻を基幹として野菜、果樹、しいたけ等の複合経営が行われているが、労働力不足により、経営規模の拡大に限界感が強い。

・醍醐地域では、家族経営による果樹生産が多く、高齢化による規模縮小や離農により、樹園地の受け手の確保が課題となっている。

【地域の基礎的データ】
認定農業者158人 うち農業法人数 33経営体
主な作物:水稻、大豆、飼料用米、果樹(リンゴ、モモ等)、野菜(枝豆、キュウリ、ホウレンソウ、ネギほか)、しいたけ

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稻等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。

・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指します。

・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進します。

・将来に自信を持って引き継げる環境を確保します。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4,057 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,929 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。地域の範囲の変更なし。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、集落型農業法人)への農地の集積・集約化を進める。中山間部では、後継者の確保・育成を推進するとともに、新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保にも配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討する。下鍋倉地区の基盤整備事業の実施に向けて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目のなく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵当設置の推進により各種被害の抑止を図る。

②環境に配慮した生産活動の普及や生産資材のコスト削減を図るため、環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。

③農作業の省力化、効率化と農作物の高品質化につながるスマート農業の普及を図る。

④実需者との協議による需要に応じたこめ生産体制の確立を推進し、輸出米などの取組を進める。

⑤雪害防止技術の普及と廃園を抑制する取組への支援などにより、県内一の果樹産地の維持を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	雄物川 (八卦、沼館、今宿、郷、会塚、矢神、二井山、東里、回館、造山、砂子田、深井、南形、柏木、道地、常野、下西野、上西野、大沢、上法寺、坂の下、蔦ヶ沢、薄井、下開、船沼、大見内、沼田、桑ノ木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者は198経営体で、うち認定農業者は85経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。

・中山間部では、後継者がいない又は耕作者がいない農地が多く、高齢化による不作付地の増加が懸念され、後継者と新たな多様な担い手の確保が喫緊の課題である。

平坦部では、大規模経営体の担い手が農地集積を進めているが、農地の分散化が課題となっている。

【地域の基礎的データ】

認定農業者85人 うち農業法人数 16経営体

主な作物: 水稻、大豆、飼料用米、野菜(スイカほか)、きのこ

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稻等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。

・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。

・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。

・将来に自信を持って引き継げる環境を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,006 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,846 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。地域の範囲は変更なし

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、集落型農業法人)への農地の集積・集約化を進めるとともに、中山間部では、後継者の確保・育成を推進するとともに、新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保にも配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、未整備地域では、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目のない支援活動により確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。米乾燥調製施設を新たに(農)里見、(農)造山が建設を進め、JAカントリーエレベーターと連携し、地域の刈取、乾燥調制作業の効率化を図る

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵設置の推進により各種被害の抑制を図る。
 ②環境に配慮した生産活動の普及や生産資材のコスト削減を図るため、環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
 ③ほ場条件のよい農地を中心に、スマート農業機械の導入を進め、低コスト、省力生産に取り組む。また、より効果的に実施するためにも、農地の集約化を進める。
 ⑦中山間地域等の条件不利農地等については、地域活動等により保全管理を図る。
 ⑧(農)里見、(農)造山において、米乾燥調製施設の建設を進める

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	大森 (五日町、菅生田、峠町、本郷、屋川、末野、武道、舟沢、太田、小山、前田、山崎、上八沢木、夏見沢、坂部、十日町、女郎出、二ツ森、神成、上村、砂間内、下村、境田、南松田、平野、百目木、下田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者は88経営体で、うち認定農業者は50経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。

・大規模経営を志向する農業法人や個別経営担い手がいるが、耕作ほ場の分散が課題となっており、農地の集約化による効率的な農地利用を図る必要がある。

・中山間地域である八沢木地区の沢部の条件不利農地では遊休農地の増加が懸念される。

・水稻を中心に水田を有効活用した大豆等土地利用型作物の安定生産や、野菜等戦略作物の拡大等による複合経営の更なる確立が課題である。

【地域の基礎的データ】

認定農業者50経営体 うち農業法人8経営体

主な作物:水稻、大豆、しいたけ

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稻等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。

・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。

・地域の特産であるワイン加工用ブドウの生産など、特色ある農産物の生産維持・拡大を図る。

・地元農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。

・将来に自信を持って引き継げる環境に配慮した生産体制を確率する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,878 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,877 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる区域とする。地域の範囲に変更なし

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、農業法人等)への農地の集積・集約化を進める。また、中山間部では、後継者の確保・育成を図りながら集積を推進するとともに、新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保にも配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業支援サービスを行う事業体の情報は地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵等設置の推進により各種被害の抑止を図る。
 ②施肥、防除技術の見直しにより、有機・減農薬・減肥料栽培を拡大し、生産コストの削減と環境に配慮した生産体制の構築を図る。
 ③ほ場条件のよい農地を中心に、スマート農業機械の導入を進め、低コスト、省力生産に取り組む。また、より効果的に実施するためにも、農地の集約化を進める。
 ⑦中山間地域等の不利農地等については、地域活動等により保全管理を図る。
 ⑨地域内外の畜産農家と連携し、家畜排せつ由来堆肥を有効活用するとともに、飼料作物の生産拡大の普及を図り耕畜連携を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	十文字 (植田、新田上、新田下、新古内、新関、古内、石川原、仁井田、上仁井田、麻当開、佐吉開、腕越、梨木、田屋、八兵工丁、中ノ村勘六、能平喜、新処、上ノ村、荒田目、四ツ屋、住吉、柳原、海蔵院、富沢、学校通、左馬、今泉、福島、下今泉、真角、別明、中村、荊島、根木場、下村、志摩、羽場、植田、沢田、沼尻、越前、二ツ橋、下二ツ橋、佐戸、木下、源太)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者は172経営体で、うち認定農業者は120経営体となっている。担い手の高齢化が課題になっている。

大規模中心経営体が複数あり、ある程度農地の集積化は進んでいる。

農地の基盤整備が進んでいない圃場が点在し、規模拡大に向けては、農地の集約化が課題となっている。

複合経営に取り組む経営体が多いが、後継者不足や高齢化により、持続可能な経営体制の確立が必要である。

【地域の基礎的データ】

認定農業者120経営体 うち農業法人15経営体

主な作物: 水稻、大豆、そば、果樹(おうとうほか)、野菜(キュウリ、ホウレンソウほか)、花き(菊ほか)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稻等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。

・複合作物の安定生産技術の普及を図るほか、雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。

・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。

・将来に自信を持って引き継げる環境を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,434 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,292 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。地域の範囲の変更なし。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、集落型農業法人)への農地の集積・集約化を進める。また、新規就農者や新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。

農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保にも配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目のなく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵当設置の推進により各種被害の抑止を図る。
 ②環境に配慮した生産活動の普及や生産資材のコスト削減を図るため、環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
 ③ほ場条件のよい農地を中心に、スマート農業機械の導入を進め、低コスト、省力生産に取り組む。また、より効果的に実施するためにも、農地の集約化を進める。
 ⑤雪害防止技術の普及と廃園を抑制する取組への支援などにより、県内一の果樹産地の維持を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	山内 (土淵、平野沢、黒沢、筏、南郷、小松川、大松川、三又、軽井沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業を担う者は42経営体で、うち認定農業者は17経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。
- ・当地域は中山間部であり、小区画の条件不利農地も多く、担い手の規模拡大には限界感が強い。
- ・今後は高齢化による離農等により、不作付地が増える可能性が高く、後継者の確保が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

認定農業者17経営体 うち農業法人数2経営体
主な作物: 水稻、そば、大豆、里芋

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・伝統野菜(サトイモ、ニンジン等)や、いぶりがっこの生産振興により、地域の特色を生かした農業振興を図る。
- ・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。
- ・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。
- ・将来に自信を持って引き継げる環境を確保する。
- ・中山間直接支払地域共同活動により農地の保全管理を継続的に行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	758 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	758 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。地域の範囲は変更なし。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、集落型農業法人)への農地の集積・集約化を進めるとともに、中山間部では、後継者の確保・育成を推進するとともに、新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保を積極的に進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、現在10a区画である農地の連担化に向けた基盤整備の取組を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵当設置の推進により各種被害の抑止を図る。
 ②環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
 ③地域内外の畜産農家と連携し、家畜排せつ由来堆肥を有効活用するとともに、飼料作物の生産拡大の普及を図り耕畜連携を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	大雄 (本村、中島、(六丁、下堰)、藤巻、樋脇、三村、桜森、大慈寺谷地、兼阿気、高津野、宮田、四津屋、福島、野崎、新町、折橋、佐加里、耳取、四ツ屋、下根田谷地、根田谷地、潤井野、精兵村、下狐塚、(上狐塚、一ノ関)、(桜森、柏木)、(向、鍛冶村)、八柏、上田村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月2日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者は142経営体で、うち認定農業者は108経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。

・大規模経営を志向する農業法人や個別経営の担い手がいるが、耕作ほ場の分散が課題となっており、農地の集約化による効率的な農地利用を図る必要がある。

・水稻を中心に水田を有効活用した大豆、飼料用米等土地利用型作物の安定生産や、野菜等戦略作物の拡大等による複合経営の更なる確立が課題である。

【地域の基礎的データ】
認定農業者108経営体 うち農業法人17経営体
主な作物:水稻、大豆、野菜(スイカほか)、ホップ

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稻等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。

・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。

・地域の特産のホップ生産など、特色ある農産物の生産維持・拡大を図る。

・地元農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。

・将来に自信を持って引き継げる環境に配慮した生産体制を確率する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,906 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,906 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。地域の範囲は変更なし

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、農業法人等)への農地の集積・集約化を進める。また、次代を担う後継者の確保・育成を図りながら集積を推進するとともに、新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保にも配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報は地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②施肥、防除技術の見直しにより、有機・減農薬・減肥料栽培を拡大し、生産コストの削減と環境に配慮した農業生産体制の構築を図る。

③ほ場条件のよい農地を中心に、スマート農業機械の導入を進め、低コスト、省力生産に取り組む。また、より効果的に実施するためにも、農地の集約化を進める。

⑨地域内外の畜産農家と連携し、家畜排せつ由来堆肥を有効活用するとともに、飼料作物の生産拡大の普及を図り耕畜連携を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	横手清水町地区 (清水町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者は12経営体で、うち認定農業者は9経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。

・ほ場整備事業の実施を契機に、法人化が進んだほか、担い手への集積も進んだほか、農地の集約化も図られている。

・基幹作物として水稻、転作作物として大豆、キャベツ等を作付けし、経営の複合化を進めている。

【地域の基礎的データ】
認定農業者9人 農業法人数 3経営体
主な作物:水稻、大豆、キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

各作目に応じたきめ細かな生産振興を促進します。

・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指します。

・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進します。

・将来に自信を持って引き継げる環境を確保します。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農業上の利用が行われる区域とする。地域の範囲の変更なし

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備事業の集積計画策定済
(2)農地中間管理機構の活用方針
権利移転は農地中間管理機構を活用する
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業実施済み。老朽化した用排水施設等の改修を進め、事業の有効利用を図っていく
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目のなく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報は地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	平鹿 (鍋倉、掬・二本松、田中、伊勢堂、四ツ関、蔭沼覚町、道川、仲町・新町、豊前・田舎、沼下、林崎、蛭野、五味川、中野・中島、高野、下高口、十五野、年子狐、深間内、朴田、松ヶ峰、中山、四ツ屋、田ノ植、中清水、下藤根、石塚、蟹沢、下吉田、高口、伍口、野中、下醍醐、明沢、三島、馬鞍、金屋、沖田、樋ノ口、荒処、樽見内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月13日 (平鹿地域のうち下鍋倉地区を対象に協議の場を実施)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者は250経営体で、うち認定農業者が158経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。

・ほ場整備事業の実施地区については、法人化が進んでおり、集積・集約化が進んでいる。

・水稻を基幹として野菜、果樹、しいたけ等の複合経営が行われているが、労働力不足により、経営規模の拡大に限界感が強い。

・醍醐地域では、家族経営による果樹生産が多く、高齢化による規模縮小や離農により、樹園地の受け手の確保が課題となっている。

【地域の基礎的データ】
認定農業者158人　うち農業法人数 33経営体
主な作物:水稻、大豆、飼料用米、果樹(リンゴ、モモ等)、野菜(枝豆、キュウリ、ホウレンソウ、ネギほか)、しいたけ

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稻等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。

・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指します。

・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進します。

・将来に自信を持って引き継げる環境を確保します。

・下鍋倉地区では、大区画基盤整備事業の実施に係る合意形成を進めるとともに、計画策定時に法人化設立による営農や高収益作物の導入について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4,057 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,929 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、農業法人)への農地の集積・集約化を進める。中山間部では、後継者の確保・育成を推進するとともに、新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。下鍋倉地区は基盤整備事業計画策定時に法人への農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保にも配慮する。下鍋倉地区については基盤整備事業採択時に受益農地の全てを農地中間管理事業を活用し集積する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討し、中吉田地区基盤整備事業の実施を進めるほか、下鍋倉地区の基盤整備事業実施のための合意形成を進めるとともに、法人設立や高収益作物の導入等について検討する。また、ほ場条件の整備を図るため、農地耕作条件改善事業等の実施を土地改良区と協議しながら進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目のなく取り組んでいく。下鍋倉地区については、基盤整備事業計画策定時に法人への農地集積・集約化を進めるとともに、担い手が不足する場合は他地区から参入を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵等設置の推進により各種被害の抑止を図る。
- ②施肥、防除技術の見直しにより、有機、減農薬、減肥料栽培を拡大し、生産コストの削減と環境に配慮した生産体制の構築を推進する。
- ③農作業の省力化、効率化と農作物の高品質化につながるスマート農業の普及を図る。
- ④実需者との協議による需要に応じたこめ生産体制の確立を推進し、輸出米などの取組を進める。
- ⑤雪害防止技術の普及と廃園を抑制する取組への支援などにより、県内一の果樹産地の維持を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	雄物川 (八卦、沼館、今宿、郷、会塚、矢神、二井山、東里、回館、造山、砂子田、深井、南形、柏木、道地、常野、下西野、上西野、大沢、上法寺、坂の下、蒿ヶ沢、薄井、下開、船沼、大見内、沼田、桑ノ木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月7日 (雄物川地域のうち造山地区を対象に協議の場を実施)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者は198経営体で、うち認定農業者は85経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。造山地域では、
 ・中山間部では、後継者がいない又は耕作者がいない農地が多く、高齢化による不作付地の増加が懸念され、後継者と新たな多様な担い手の確保が喫緊の課題である。
 ・平坦部では、大規模経営体の担い手が農地集積を進めているが、農地の分散化が課題となっている。
 ・造山地区では、担い手の高齢化に対応するため、R7年度に地区内の担い手による農業法人を設立している
 【地域の基礎的データ】
 認定農業者85人 うち農業法人数 16経営体
 主な作物: 水稻、大豆、飼料用米、野菜(スイカほか)、きのこ

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稻等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。
 ・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。
 ・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。
 ・将来に自信を持って引き継げる農村環境を確保する。
 ・造山地区では、地区内の担い手による農業法人の(農)造山を設立し、米乾燥調製施設の建設や農地の集積・集約化を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,006 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,846 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針									
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、農業法人等)への農地の集積・集約化を進める。また、中山間部では、後継者の確保・育成を図りながら集積を推進するとともに、新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。造山地区については、(農)造山への農地集積・集約化を進める。									
(2)農地中間管理機構の活用方針									
農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保にも配慮する。造山地区については、機構活用により(農)造山への集積を年次計画で確実に進める。									
(3)基盤整備事業への取組方針									
1									
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針									
よこて農業創生大学農業技術研修者をはじめとする新規就農、新規参入者など、地域内外から多様な経営体を募り、経営意向を踏まえながら、JA等と連携し相談から定着までの支援を進めていく。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
水稻収穫調製作業については、JAカントリーエレベーター施設の活用を進めるとともに、(農)造山で米乾燥調製施設を整備を計画しており、JA施設と連携し適期作業の実施と品質の向上を図る。防除作業については、無人ヘリ、ドローン等防除組織・経営体に委託する。農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携		
【選択した上記の取組方針】									
①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵等設置の推進により各種被害の抑止を図る。									
②施肥、防除技術の見直しにより、有機、減農薬、減肥料栽培を拡大し、生産コストの削減と環境に配慮した生産体制の構築を図る。									
③ほ場条件のよい農地を中心に、スマート農業機械の導入を進め、低コスト、省力生産に取り組む。また、より効果的に実施するためにも、農地の集約化を進める。									
⑦中山間地域等の条件不利農地等については、地域活動等により保全管理を図る。									
⑧(農)造山で水稻乾燥調製施設の建設を進める。									
⑨地域内外の畜産農家と連携し、家畜排せつ由来堆肥を有効活用するとともに、飼料作物の生産拡大の普及を図り耕畜連携を推進する。									